2024年11月28日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概　要

１．法人名等

法　人　名	東京女子医科大学
法人代表者	山中　寿
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-3353-8112(内線30153)

２．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保	「遵守不十分」	1−1	「遵守不十分」
2.公共性の確保	「遵守」	2−1	「遵守」
		2−2	「遵守」
3.信頼性・透明性の確保	「遵守不十分」	3−1	「遵守不十分」
		3−2	「遵守不十分」
		3−3	「遵守不十分」
4.継続性の確保	「遵守不十分」	4−1	「遵守不十分」
		4−2	「限定付遵守」

３．遵守状況の確認フロー図

担当部署による点検

↓

理事会運営会議による確認と理事会付議への承認

↓

理事会および監事による確認と承認

↓

公表（ステークホルダー）および私大連へ報告

↓

評議員会へ報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

１．各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「１．自律性の確保」

遵守状況	「遵守不十分」
基本原則の遵守方法に係る説明	東京女子医科大学は、寄附行為第４条に定める、「教育基本法および学校教育法に従い女子に一般医学及び医術並びに看護に関する教育を行うこと」を目的とし、建学の精神と理念に則して、学校法人を運営しているものの特定の理事や部署に権限が集中していたため自律性が確保されていなかった。

遵守原則１－１　教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に係る説明	建学の精神にある「社会に貢献する女性医人を育成する」を明示し、広く志願者となる国民、学生、保護者、卒業生、そして本学校法人教職員などのステークホルダーへの理解の深達に努力しているものの十分に理解を得られていない。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	医師、看護師、研究者などのわが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動成果の社会への還元、付属の医療施設を介してレベルの高い医療サービスの提供、国内外における医療への貢献、などによって公共性を確保している。

遵守原則２－１　有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学の建学の精神に基き、医学の知識や技術の修得はもとより人格も陶冶し、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に貢献できる女性医療人を育成することを目指している。そのために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化および内部質保証に努めて、教育研究活動を向上させている。

遵守原則２－２　社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	社会環境の危機や変革などに伴う社会からの要請に応じることができるよう、本学校法人の特性や成果に基づいた解決策の提示を持って社会に貢献している。生涯を通じた女性医療人のキャリア形成支援、バイオメディカルカリキュラム、公開講座をはじめ質の高い医療の提供、行政機関や地域医療機関、企業、関係団体との連携を実践している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守不十分」
基本原則の遵守方法に係る説明	理事会はガバナンス機能を発揮できず、ステークホルダーに当たる教職員や同窓会からの異論に対し建設的な対話ができず、対立的な関係ですらあった。

遵守原則３－１　法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に係る説明	特定の理事や部署に権限が集中していたことに対して実効的な監督及び監査が行われていなかった。会計監査人の選任については監事の意見を聞き理事会で承認となっていたが、既定路線であった。

遵守原則３－２　理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事長が絶対的な権力を保持し、他の理事は追従せざるを得ず、監督機能が形骸化していた。理事長は法務担当理事を兼務し内部監査室は理事長直轄となっていたため、理事長に対する疑義があっても、その報告は法人内で躊躇され、内部チェック機能は十分に働いていなかった。更に、理事長は財務担当理事（本学では経営統括理事のこと）を兼務していたため、経営統括部に権力が集中して他部署によるけん制機能は働いていなかった。

遵守原則３－３　積極的な情報公開

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に係る説明	教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報は公開をしているが、その情報に関するステークホルダーからの意見を聴取し反映できる体制は構築できていなかった。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守不十分」
基本原則の遵守方法に係る説明	建学の精神と理念に則した本学校法人の使命を永続的に果たすため教育研究活動の維持と発展に努力すべきであるが、自律的な大学運営、財政基盤の安定化、経営基盤の安定化には十分に取り組むことができなかった。

遵守原則４－１　大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事、理事会及び監事は理事長に異論を述べることはできていなかった。諸規程も理事長に権限が集中すべく定められており、理事長、学長、理事、監事の職務の定めや権限と責任の明確化が不十分だった。

遵守原則４－２　財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「限定付遵守」
エクスプレインの種類	達成できていない重点事項があり、かつ遵守原則の目的の達成も限定的になっている
遵守原則の遵守方法に係る説明	財政赤字が恒常化し、その対策として、専らコスト削減に依拠していたが、一方で理事長報酬のお手盛りや、関係者間の不透明な取引が存在していた。幅広いステークホルダーに対する説明責任も十分果たしていなかった。